

# 関西電力（株）姫路第二発電所設備更新に係る 環境影響評価方法書に対する勧告について

平成19年11月6日  
経 済 産 業 省  
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価方法書について、関西電力（株）に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

## （参考）当該地点の概要

### 1．計画概要

- ・場 所：兵庫県姫路市飾磨区
- ・原動力の種類：ガスタービン及び汽力
- ・出 力：280万kW級

### 2．これまでの環境影響評価に係る手続き

|             |             |
|-------------|-------------|
| 環境影響評価方法書受理 | 平成19年 5月16日 |
| 住民等意見の概要受理  | 平成19年 7月 9日 |
| 兵庫県知事意見受理   | 平成19年10月 5日 |

問合せ先：電力安全課 吉田、河合  
電話03 - 3501 - 1742(直通)  
03 - 3501 - 1511(代表)  
4921(内線)

【関西電力（株）姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価方法書  
に対する勧告内容】

調査、予測及び評価手法について

- 1．大気環境（大気質、騒音及び振動）及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響評価については、今後整備が予定されている道路の利用も考慮し、この道路と対象事業実施区域をつなぐ既存道路において、交通量及び道路交通騒音・振動の調査地点を追加して適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- 2．ガスタービンの起動時や停止時は、窒素酸化物排出濃度が急激に変動し、排ガスの着地濃度が高くなるおそれがあることから、発電設備の起動・停止時の窒素酸化物排出量等を踏まえて、必要に応じて起動時や停止時の窒素酸化物について予測及び評価を行うこと。